

休眠預金活用事業「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」の公募結果について

パブリックリソース財団とホームレス支援全国ネットワークは、休眠預金を活用した民間公益活動の促進の一環として、新型コロナウイルス感染症拡大の影響で住まいや居場所を失い、生活の立て直しが必要な人を対象に、「住まい」と「就労支援含む自立支援」をセットで提供する社会的事業構築を、住宅物件取得のための初期投資へ資金提供することで支援し、その後の持続可能な支援付き住宅提供システムの構築を目指す「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」を開始しました。

本事業では、住宅物件の取得・建設（リフォームを含む）を行うための資金を助成し、民間ベースの良質な「断らない住宅」の受け皿をつくり、「住宅支援」と「就労含む自立支援」のフルセットで提供する支援システムの構築を支援します。

上記「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」について、実行団体の公募実施結果と採択団体の事業概要等について、以下のとおり公表します。

記

1 助成事業の内容

（１）当事業の目的

本事業は、コロナ禍において住まいを失った人に対し、「住まい」と「自立支援」をセットで提供するビジネスモデルを確立することを目的とします。

（２）支援内容

①専門家アドバイザーによる事業推進のための支援

支援付き住宅の建設及び経営、人的サービスに関する専門的なアドバイザーを派遣し、支援付き住宅事業の立ち上げと継続的な事業化を支援します。

②企業の職場募金からの寄付による支援

職場募金用ITシステムを構築し、企業連携の元、事業期間内に募金キャンペーンを実施し、事業終了後も持続可能な資金獲得の環境づくりを支援します。

③事業 評価支援

実行団体が行う事前評価、事後評価についての支援を行う。

（３）助成期間

2021年9月（契約締結日以降）～2022年2月末まで

2 応募状況

(1) 公募期間

2021 年 4 月 30 日(金) ～ 2021 年 6 月 30 日(水)

(2) 応募総数

15 件

3 審査委員会

(1) 開催日

2021 年 8 月 6 日(金) 14 時～16 時

(2) 審査方法

第三者の専門家による審査委員会を設置し、審査委員による下記の審査基準に基づく書類選考を行いました。

(3) 審査委員

委員長	高橋 紘士	東京通信大学教授、一般財団法人高齢者住宅財団顧問
委員	井上 由起子	日本社会事業大学 専門職大学院教授
委員	小野田 峻	小野田高砂法律事務所 代表
委員	柴沼 俊一	株式会社シグマクシス 常務執行役員
委員	宮島 俊彦	岡山大学客員教授、日本薬業連合会理事長

(4) 審査基準

① 実行団体としての適格性

(ア) 実績

これまで実施してきた「住まいの提供事業」や「生活支援」の実績は、ニーズに基づく十分な質を保った内容であるか

(イ) 信頼性

ソーシャルビジネスとして運営されている組織であり、信頼できる組織であるか

② 本事業の目的に沿っているか

(ア) 生活支援計画

ニーズに合致した生活支援が計画されているか

(イ) 建設計画

生活支援のあり方に見合った、ニーズに応える居住空間が保たれた建設計画になっているか（※居住地域の特性も踏まえ、居室数や面積、共有スペース等にも配慮されていること）

(ウ) 地域との関係性

地域住民や地域コミュニティとの関わりをつくり出す工夫がされているか

③ 計画の妥当性・実現可能性

(ア) 法令や新基準との適合性

施設整備計画が、関係法令や条例に基づく基準を満たしているか

(イ) 計画の妥当性・実行性

事業計画の内容が、目的、方法、スケジュール、予算、目標設定等の面で十分計画され、実行可能であるか

(ウ) 持続可能性

助成事業終了後に、自立的かつ継続的に運営できる見込みがあるか

4 審査結果

審査委員会による審査の結果、**4 団体**が助成対象（実行団体）として採択されました。

各団体の事業名、助成金額、事業概要等は次ページのとおりです。

「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」実行団体および事業概要等

実行団体 No.1

団体名	一般社団法人 Colabo（東京都）
申請事業名	若年女性への住居提供、生活支援事業
事業の概要	虐待や性暴力被害にあうなどし、既存の児童福祉や女性支援の枠組みでは住まいを見つけることができない若年女性に対して住まいを提供し、加害者から離れて自分の暮らしを送れるようにサポートする。 まずは落ち着いて生活するための支援を行い、必要に応じて役所や病院への同行支援や弁護士相談などを行う。その後、学習支援や就労支援も行い、資格取得や仕事が安定するまでの生活を支援する。日常的な生活支援も行い、掃除や食事、洗濯なども含めて、安全安心に生活が送れるように、また困ったときに一人で抱えなくて良いようにサポートする。
助成総額	100,000,000 円（全て直接事業費）
選定理由	支援対象が明確かつ緊急性が高い。特にコロナ禍で一層顕在化した問題であり、実績に裏付けられた現場感のある社会課題の把握がうかがえる。事業内容についても明確であり、全体的に本事業で助成する意義が高いと評価した。

実行団体 No.2

団体名	特定非営利活動法人 POPOLO（静岡県）
申請事業名	伴走支援付き住居・生活支援事業
事業の概要	静岡県焼津市に支援つき賃貸住宅、静岡県静岡市に日常生活支援住居施設（無料低額宿泊所）としてそれぞれ開設し、もともと静岡県内 12 市と広域実施している富士市にある一時生活支援事業の施設と連携させた、富士―静岡―焼津の隣り合う地域に、3 種類の制度内、制度外の支援つき住居を用意する。 これにより、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けている住居喪失不安定就労者、ひとり親世帯、賃貸物件の契約が難しい方などあらゆる方の住まいに関わる相談に対応できるインフラを構築することを目的とする。
助成総額	98,045,000 円（全て直接事業費）
選定理由	地域の実情に即したインフラ整備という点で事業内容・目的が明確であった。事業計画も実現性の高さがうかがえ、地域における中核的な支援の担い手としての取り組みに期待し、採択とした。

実行団体 No.3

団体名	特定非営利活動法人 ささえる（愛媛県）
申請事業名	要配慮者のための支援付き住宅及び地域支援拠点事業
事業の概要	これまでの既存事業で行ってきた、多世代型シェアハウス、緊急一時シェルター、就労体験、食事・生活支援を統合し、要配慮者を対象とした大型の生活支援一体型シェアハウスを開設する。 居室の一部は緊急シェルターとして活用予定。ホームレスや刑余者・DV 被害者など、速やかに受け入れが必要な方の一時避難場所として整備する。1 階部分には食堂を設け、食事支援を行う。 また、作業室では就労訓練を含めた体験事業として、別事業（キッチンカー、販売店舗）の仕込みや加工品を製造し、段階的な就労へのサポートや有償ボランティアとしての副収入を得る機会づくりを行う予定である。
助成総額	97,170,321 円（全て直接事業費）
選定理由	地域に開かれた活動を行っており、課題や地域に必要な仕組みについても的確に把握されている。地域との連携が期待でき、支援における職員の専門性も兼ね備えている点、事業の波及効果に期待し、採択とした。

実行団体 No.4

団体名	社会福祉法人 共生福祉会（愛知県）
申請事業名	コロナ禍の住宅困窮者支援事業
事業の概要	名古屋市内の住宅地にある元社宅を購入し、支援付き住宅として提供する。そこを一定期間後に無料低額宿泊所として名古屋市に日常生活支援住居の登録申請し、今後支援スタッフの人件費を安定的に確保していき、入居者への生活課題に応じた生活支援や就労支援を行っていく。そのために、当会の生活困窮者相談支援センターや障害者基幹相談支援センター、障害者就業・生活支援センター、ソーネ居住支援センターの生活を支える保証事業と連携していく。 団体がこれまで進めてきた 3 件のサブリース住宅を使った居住支援活動と合わせて支援付き住宅システム提供体制を確立する。
助成総額	83,700,000 円（全て直接事業費）

選定理由	生活支援、居住支援ともに十分な実績があり、団体のガバナンスも安定している。事業計画についても実現可能性が高く、これまでの団体の活動とは異なる、物件を購入しての居住支援の取り組みを始める点についても評価し、採択とした。
------	--

※助成金の算定根拠は、各団体から提出された事業計画書・資金計画書等に基づき算定しています。

【参考情報】

◆「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」公募ホームページ

<https://www.public.or.jp/project/f1010>

◆「コロナ禍の住宅困窮者支援事業」応募要項

[https://www.public.or.jp/_files/ugd/3a9963_df9375eae8104489be7c8c081012f663.p
df](https://www.public.or.jp/_files/ugd/3a9963_df9375eae8104489be7c8c081012f663.pdf)

◆休眠預金等活用法について（内閣府）

https://www5.cao.go.jp/kyumin_yokin/index.html

以上